

住居確保支援事業の事業内容及び過去5年間の実施状況

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
相談件数 (件)	246	171	167	215	172
利用人数 (人)	69	51	17	26	21
決算額 (円)	12,260,400	7,877,000	3,283,800	3,648,200	2,439,500

- 1 経緯

平成21年（2009年）10月から「住居手当緊急特別措置事業」として全国で一斉に開始しました。
平成25年（2013年）からは「住宅支援給付事業」として名称が変わり、平成27年（2015年）4月に生活困窮者自立支援法が施行されたのに伴って、同法の住居確保支援事業として再編成されました。
- 2 事業内容

離職や廃業等により住居を失った、又は失うおそれのある方に対し、賃貸住宅の家主に家賃（住居確保給付金）を代理納付します。就労能力及び就労意欲のある方に、就労支援を行いながら住居の確保のための支援を行います。期間は3か月間で、3か月ごとの延長が可能です（最長9か月）。
令和7年（2025年）4月からは家賃の低廉な住宅への転居費用の補助も実施しています。
- 3 費用負担

当該費用は「住居手当緊急特別措置事業」として厚生労働省セーフティネット補助金を活用し、全額府補助となっていました。平成27年（2015年）4月に生活困窮者自立支援法が施行されたのに伴って、同法の住居確保支援事業として再編成されたため、現在は国庫負担率3/4の事業となっています。